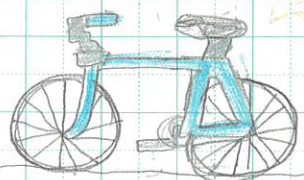


④ 4月から始まった、自転車の「青切符」と、「道路交通法」についてまとめよう。

4月から、自転車の交通法が大きく変わったということをニュースで知り、私たちにも関係あることなので、何がどう変わったのかを知るために調べました。



＜青切符とは？＞

警察官に、交通違反が見つかった時にわたされる「反則違反告知書」のこと。また、青切符をわたされると、銀行などで約5000～6000円の、反則金をはらわなければならないといけな。

＜対象の年齢は？＞

16さい以上

※中学生以下は、青切符は切られないが同じよう注意をしないといけな！！

＜青切符の対象になるもの＞



一時不停止 「止まれ」の標識で完全に止まらな



信号無視 歩行者用や自動車用の赤信号を無視する



ながら運転 スマホの画面を見たり、手に持ち運転する



傘さし運転 雨の日に傘を手に持ち、運転する



並道違反 家族などとしがべりながら横並びに運転



無灯火 夜なのにライトをつけない



飲酒運転 お酒を飲んで運転する（特に重い赤切符）

＜車と自転車の新しいルール＞

車の義務

車が自転車を追いつく時は、必ず1m～1.5m以上の安全なすきまをあけないといけな

自転車の義務

車に安全にぬいてもらうために、自転車は、道路の左側にしっかりと寄って一列で走るルールが強くなった

⑤ 私たちは、まだ小学生で、青切符を切られることはありませんが「自転車も車の仲間」という意識を持って走っていきたいです。